

別紙 1 1

老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準の改正案

項目	現 行	改 正 案
1 老人訪問看護基本療養費（1日につき）	<p>注7 利用者について、次のいずれかに該当する場合は所定額は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合については、この限りではない。</p> <p>ハ 他の訪問看護ステーションから現に指定老人訪問看護を受けている場合</p>	<p>注7 利用者について、次のいずれかに該当する場合は所定額は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合については、この限りではない。</p> <p>ハ 他の訪問看護ステーション（注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については、他の2つの訪問看護ステーション）から現に指定老人訪問看護を受けている場合</p>
2 老人訪問看護管理療養費	<p>注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護ステーションが、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡体制にある場合（指定老人訪問看護を受けようとする者の同意を得た場合に限る。）には、24時間連絡体制加算として、所定額に1月につき2,500円を加算する。</p>	<p>注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護ステーションが、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡体制にある場合（指定老人訪問看護を受けようとする者の同意を得た場合に限る。）には、24時間連絡体制加算として、所定額に1月につき2,500円を加算する。<u>ただし、他の訪問看護ステーションにおいて24時間連絡体制加算を算定している場合は、算定しない。</u></p>

3 老人訪問看護情報提供療養費

4 指定老人訪問看護を受けようとする入院中の患者が退院するときに、訪問看護ステーションの看護婦等（准看護婦及び准看護士を除く。）が当該患者又はその家族等に対し、当該患者が入院している病院である保険医療機関又は当該患者が入所している介護老人保健施設（当該指定老人訪問看護を行う指定訪問看護事業者以外の者が開設するものに限る。）において、当該病院である保険医療機関又は当該介護老人保健施設の医師等とともに退院後の在宅での療養上必要な指導を行った場合には、老人退院時共同指導加算として、所定額に1月につき2,800円を加算する。

注 老人訪問看護基本療養費を算定すべき指定老人訪問看護を行っている訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該利用者の居住地を管轄する市町村等に対して、指定老人訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該市町村等が当該利用者に対する老人保健福祉サービスを提供するために必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定する。

4 指定老人訪問看護を受けようとする入院中の患者が退院するときに、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が当該患者又はその家族等に対し、当該患者が入院している病院である保険医療機関又は当該患者が入所している介護老人保健施設（当該指定老人訪問看護を行う指定訪問看護事業者以外の者が開設するものに限る。）において、当該病院である保険医療機関又は当該介護老人保健施設の医師等とともに退院後の在宅での療養上必要な指導を行った場合には、老人退院時共同指導加算として、所定額に1月につき2,800円を加算する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて老人退院時共同指導料加算を算定している場合は、算定しない。

注 老人訪問看護基本療養費を算定すべき指定老人訪問看護を行っている訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該利用者の居住地を管轄する市町村等に対して、指定老人訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該市町村等が当該利用者に対する老人保健福祉サービスを提供するために必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて老人訪問看護情報提供療養費を算定している場合は、算定しない。

4 老人訪問看護ターミナルケア療養費

(その他)

注 老人訪問看護基本療養費を算定すべき指定老人訪問看護を行っている訪問看護ステーションが、在宅で死亡した者について、老人訪問看護管理療養費を1月以上算定し、かつ、その死亡前24時間以内にターミナルケアを行った場合に算定する。

「保健婦、保健士」
「看護婦、看護士」
「准看護婦、准看護士」



注 老人訪問看護基本療養費を算定すべき指定老人訪問看護を行っている訪問看護ステーションが、在宅で死亡した者について、老人訪問看護管理療養費を1月以上算定し、かつ、その死亡前24時間以内にターミナルケアを行った場合に算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて老人訪問看護ターミナルケア療養費を算定している場合は、算定しない。

「保健師」
「看護師」
「准看護師」